

別記第6 延焼のおそれのある外壁

【危政令第9条第1項第5号関係】

危政令第9条第1項第5号に規定する「延焼のおそれのある外壁」は、次によること。〔H1.7.4 消防危64〕

- (1) 「延焼のおそれのある外壁」は、隣地境界線、道路（危規則第1条第1号の道路をいう。以下同じ。）の中心線又は同一敷地内の2以上の建築物相互間の中心線から、1階にあっては3m、2階以上にあっては5m以内にある製造所等の外壁の部分（外壁のない場合は、柱等の構造物をいう。）をいう。（図4-6-1参照）

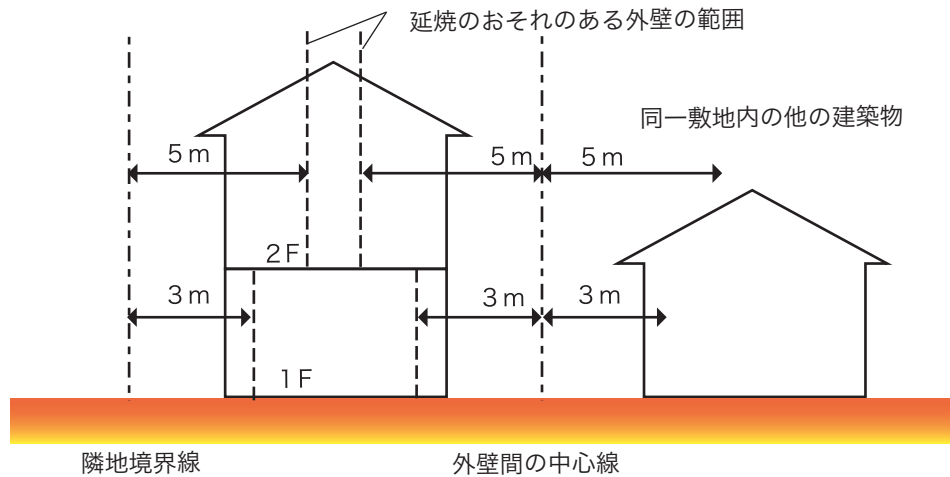


図4-6-1 延焼のおそれのある外壁の範囲

- (2) 防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面その他これらに類するもので、火災による延焼等の危険性が低いと判断できる部分に面する製造所等の外壁は、延焼のおそれのある外壁以外の部分として取り扱うことができるものであること。（図4-6-2参照）

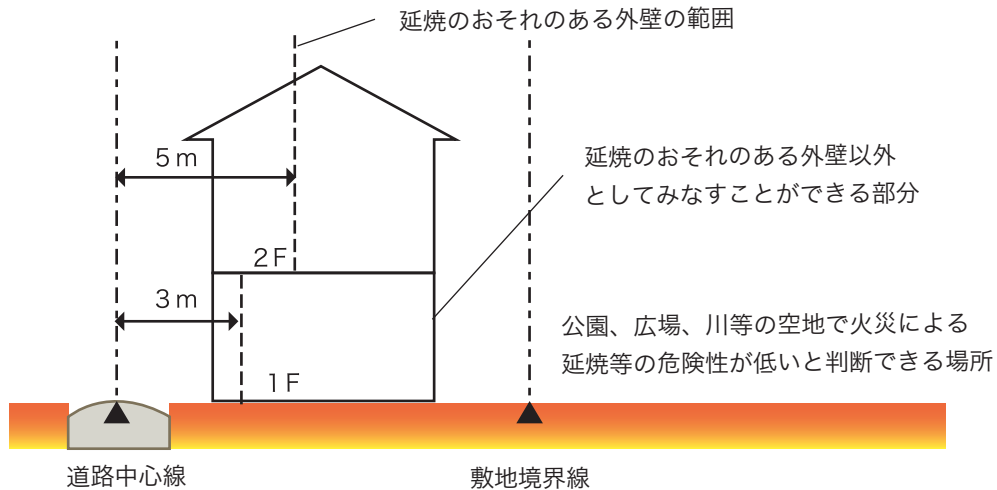


図4-6-2 延焼のおそれのある外壁以外とみなせる部分

- (3) 建基法第2条第1項第6号かっこ書きに規定する、同一敷地内の2以上の建築物の延べ面積の合計が500㎡以下の建築物を一の建築物とみなす規定は、原則として適用できないものであること。



ただし、既存の施設において隣接する建築物が小規模であること等により、延焼等の危険性が低

いと判断できる場合はこの限りでない。

- (4) 「延焼のおそれのある外壁」に配管又は換気設備等を設ける場合は、次によること。
- ア 危険物を取り扱う配管を貫通させる場合は、当該壁と配管の隙間をモルタルその他の不燃材料で完全に埋め戻すこと。
 - イ 換気設備等を設ける場合は、外壁貫通部分等に防火上有効に温度ヒューズ付の防火ダンパー等（以下「防火ダンパー等」という。）を防火上有効に設置すること。

